

介護休職

- 2親等以内(同居・扶養要件無し)の家族
および同居家族の介護のため、
1年6ヶ月間の休職取得可
- 被介護者につき1回適用
(休職または短時間勤務適用開始から3
年間は利用可能・・・分割取得可)
- 原則元職場復帰

介護短時間勤務

- 介護休職とあわせて3年間
- 1日2時間を限度(請求により30分単位)
- フレックスタイムとの併用可能
(同制度導入職場で支障が無い場合)

医療休暇・その他

- 最高60日を限度
- 1ヶ月以上連続して、介護のため半日の休暇が必要な場合は、20日／60日を限度に半日単位での取得(40回)可能
- 介護クーポン制度(* 試行実施中)
介護クーポン運営協議会と提携し、介護サービス利用時の割引制度